平成２３年（フ）第１２３号
佐賀県伊万里市東山代町里452番地１
債務者　福田　克則
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１９２号
大分市岩田町４丁目３番１Ａ７―201号
債務者　古本　和之
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２４号
秋田県由利本荘市東由利舘合字板戸86番地
債務者　幕沢みゆき
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１９７号
山梨県甲州市塩山三日市場3196番地
債務者　飯島　俊仁
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
山梨県南アルプス市小笠原2100番地　メゾンリバーサイドＧ
債務者　藤井　　寛
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
山梨県甲府市国母２丁目４番26号
債務者　荒井　直子
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
長野市安茂里小市４丁目21番５―１号、前住所長野市伊勢宮２丁目23番17号　小出コーポ208号
債務者　小林　成恵（旧姓和田）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
愛媛県喜多郡内子町大瀬中央4269番地
債務者　髙田　京子
１　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第５２号
佐賀県伊万里市波多津町筒井1113番地１
債務者　田中　竜二
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第７１号
佐賀県杵島郡白石町大字東郷2044番地４　船津住宅９号
債務者　土井すみ子
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第７３号
佐賀県伊万里市立花町1040番地54
債務者　梶山　順子
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１０３号
佐賀県伊万里市松浦町山形6389番地
債務者　田中　規寛（旧姓村田）
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１９６号
沖縄県豊見城市字宜保194番地６オアシスボヌール202号
債務者　新垣　智子
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６２号
宮城県遠田郡美里町字藤ケ崎町118番地
債務者　熱海　　眞
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
宮城県栗原市志波姫堀口御駒堂146番地１市営御駒堂住宅Ｂ―１―２
債務者　鈴木　　東
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
山形県最上郡最上町大字富澤890番地の８
債務者　須貝　幸治
１　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２５７号
岐阜県各務原市蘇原六軒町４丁目15番地２ダンデリオンⅡ210号
債務者　今井　　強
１　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
岐阜地方裁判所